

松山港港湾脱炭素化推進協議会の開催について

令和6年2月8日
愛媛県土木部

1 開催趣旨

愛媛県では、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた取組を推進することとしており、その一環として、松山港港湾脱炭素化推進計画の策定に向けた検討を進めているところである。

この計画をより実効性あるものとするため、港湾脱炭素化に関する取組内容について協議し、港湾関係者等の意見や取組を計画に反映させ、脱炭素化に向けた取組を加速させる場として「松山港港湾脱炭素化推進協議会」を設置する。

2 協議内容

(1) 「松山港港湾脱炭素化推進計画」(案)に対する意見

本協議会では、国土交通省が定める「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルに従い港湾管理者が策定する「松山港港湾脱炭素化推進計画」(案)における基本的な事項(計画期間、削減目標、削減計画、対象範囲等)等について、構成員からの意見の収集及び協議を行う。

(2) 構成員の取組の「松山港港湾脱炭素化推進計画」(案)への反映

本協議会の構成員が松山港エリアにおいて実施を予定している脱炭素化の取組について集約し、「松山港港湾脱炭素化推進計画」(案)における次の項目への掲載について協議を行う。

- ・ 脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の促進に係る取組方針
- ・ 温室効果ガスの排出量推計、削減目標及び削減計画に関する事項
- ・ 水素・燃料アンモニア等供給目標及び供給計画に関する事項
- ・ 港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想
- ・ 港湾・産業競争力の強化に資する脱炭素化に関連する取組 等

(3) 今年度の目標

令和5年度においては、協議会の設置、及び協議会の運営方法の検討までを目標とする。

なお、検討に際しては、四国地方整備局が令和3年度より継続して開催している「四国におけるCNP形成に向けた勉強会」による議論も踏まえるものとする。

3 協議会の進め方

本協議会は、各構成員の取組状況を踏まえて率直な意見交換をいただく観点から議事については、原則非公開で行うこととし、3回程度開催する。